

評議員・理事・監事の報酬等の支給規定

公益財団法人 同盟育成会

第1条（目的及び意義）

この規定は、公益財団法人同盟育成会（以下「育成会」という）の定款第14条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

第2条（定義等）

この規定において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- ② 常勤役員とは、理事のうち、育成会を主たる勤務場所とする者をいう。
- ③ 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- ④ 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- ⑤ 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- ⑥ 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

第3条（報酬の支給）

育成会は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には（別表1）常勤役員俸給表に基づき定例役員報酬を支給する。
- 3 常勤役員には、賞与を支給しない。
- 4 役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職慰労金を支給することができる。
- 5 評議員には、定款第14条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

第4条（報酬等の額の決定）

育成会の常勤役員の定例報酬月額（別表1）常勤役員俸給表のとおりとし、各々の役員の報酬月額は俸給表のうちから、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

- 2 非常勤役員に対する報酬は（別表2）「非常勤役員の報酬」に定める定額とする。ただ

- し、監事については（別表 3）「監事の報酬」で定める範囲内で評議員会が決議する。
- 3 各評議員の報酬等は、定款第 14 条に定める金額の範囲内において（別表 5）「評議員の報酬」に基づき支払うものとする。

第 5 条（定例報酬の支給）

報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。評議員については評議員会出席等、必要の都度、支払うものとする。

第 6 条（報酬等の支給方法）

報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

第 7 条（退職慰労金）

退職慰労金は、役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任または死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 役員に対する退職慰労金は、在職期間中（別表 1～3）常勤役員俸給表、非常勤役員の報酬、監事の報酬、に基づき、各年度に支給された定例役員報酬月額に相当する金額を累計し、その平均月額の金額に対し、（別表 4）「役員退職慰労金算出要領」に従い、在職期間の年数と係数を乗じて得た金額を上限として理事長が理事会の承認を得て決定する。

第 8 条（費用）

育成会は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、非常勤役員、評議員には、通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

第 9 条（公表）

育成会は、この規定をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

第 10 条（改正）

この規定の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

第 11 条（補則）

この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

付 則

- 1 この規定は 2011 年 5 月 25 日改正、施行
- 1 2018 年 3 月 16 日改正、2018 年 4 月 1 日施行
- 1 2023 年 11 月 8 日改正、2023 年 12 月 1 日施行

（別表 1）常勤役員俸給表（単位：円）

号俸	月額
1	200,000
2	250,000
3	300,000
4	350,000
5	400,000
6	450,000
7	500,000
8	550,000
9	600,000
10	650,000
11	700,000
12	750,000
13	800,000

（別表 2）非常勤役員の報酬（単位：円）

月額
20,000～40,000

（別表 3）監事の報酬

- ・年間報酬総額は、監事全員で 200 万円以下とする
- ・各監事に対する報酬額は、下記基準の範囲内で評議員会が決定する。

月額報酬	決算監査報酬
4万円以下	5万円以下

(別表4) 役員退職慰労金算出要領

- ・各年度に支給された定例役員報酬の平均月額に在職期間（1年未満は月数割）と以下の係数をかけて算出した金額を退任時に支給する。

退職慰労金＝在職期間の平均報酬月額×在職年数×係数

役職	係数
理事長	1.0
代表理事・常務理事	0.8
常勤理事	0.5
非常勤理事	1.0
監事	1.0

(別表5) 評議員の報酬

- ・評議員会出席の都度、報酬として1万円を支給する。